

○四国中央市都市計画審議会条例施行規則

平成16年4月1日

規則第137号

(趣旨)

第1条 この規則は、四国中央市都市計画審議会条例(平成16年四国中央市条例第160号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の任命)

第2条 条例第3条第1項に定める委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

(1) 学識経験のある者

法律の権威者、農林漁業の代表者、商工業代表者及び建築土木の権威者並びに環境衛生の権威者等

(2) 市議会の議員

議長、各常任委員長の職にある者

(3) 関係行政機関又は県の職員

都市計画の推進に当たって密接な関係のある行政機関の職員又は県の職員により組織された団体の代表

(4) 市の住民

(委員の代理出席)

第3条 条例第3条第2項第3号に定める委員は、その委員の属する機関の職員を代理人として審議会の会議に出席させることができる。

(会議の招集の特例)

第4条 委員の任期満了後最初の審議会の会議の招集は、条例第7条第1項の規定にかかわらず、市長が行う。

(幹事の任命)

第5条 条例第8条第2項に定める幹事は、都市計画を担当する課の課長をもってこれに充てる。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。